

働き方改革推進支援資金



融資制度の概要

資金使途

働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金
および長期運転資金

融資限度額

7億2千万円(特別利率2億7千万円)

融資期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内)



▶ ご融資のイメージ



長時間労働の是正

倉庫業の A 社は、自社倉庫の老朽化に伴い動線が複雑化しているため、作業効率が悪く従業員の長時間労働等に繋がっていた。そのため、業務の効率化や労働環境改善を目的に自社倉庫を増床し、従業員の労働時間削減にも取り組むことを計画。公庫は取引金融機関と連携し、自社倉庫の増床など働き方改革実現計画の実施に必要な設備資金を融資。



子育て支援

サービス業の B 社は、子育て支援に関する取組みを課題として一般事業主行動計画を策定。残業時間の制限や資格取得支援制度の新設を実施し、くるみんの認定を取得。公庫は取引金融機関と連携し、働き方改革実現計画を実施するために必要な運転資金を融資。



職場環境整備

製造業の C 社は、外国人労働者を積極的に雇用している。外国人労働者も働きやすい職場とするため、本社事務所の移転と社宅の整備を計画。公庫は取引金融機関と連携し、本社事務所の移転など働き方改革実現計画の実施に必要な設備資金を融資。



健康経営

運送業の D 社は、ドライバーの健康管理のため、人間ドック受診費用の会社負担やデジタル式運行記録計による労働時間の管理などに取り組んでおり、健康経営優良法人の認定を受けている。公庫は取引金融機関と連携し、働き方改革実現計画を実施するために必要な運転資金を融資。

企業

取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、働き方改革に取り組む中小企業の皆さまを支援しています。

▶ 適用利率表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。



	ご利用いただける方 ^(注1)	融資利率
1	非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む方	特別利率① ただし、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合は、特別利率②
2	事業場内最低賃金の引上げに取り組む方	特別利率①
3	従業員の長時間労働の是正に取り組む方	特別利率① ただし、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合は、特別利率②
4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方 ^(注2) および同法に基づく認定を受けた方	特別利率③、②、①※ ※適用利率マトリックス表をご参照ください。
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方 ^(注2) および同法に基づく認定を受けた方	特別利率③、②、①※ ※適用利率マトリックス表をご参照ください。
6	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けた方	特別利率②
7	障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方	特別利率① ただし、障害者雇用優良中小事業主（愛称：もにす）の認定を受けた方は特別利率②
8	外国人労働者の雇用管理の改善または雇用環境の整備に取り組む方	特別利率①
9	健康経営優良法人の認定（効力を有する認定に限る。）を受けている方	特別利率① ただし、健康経営優良法人のうちホワイト500、ブライツ500またはネクストブライツ1000の認定（効力を有する認定に限る。）を受けている方は特別利率②
10	雇用する従業員のリスクリングに取り組む方（人材開発支援助成金を受けてから概ね1年以内の方）	特別利率①
11	非正規雇用労働者の正社員化に取り組む方（キャリアアップ助成金（正社員化支援コースに限ります。）を受けてから概ね1年以内の方）	特別利率①



(注1) ご利用いただける方1～5および7～9については、社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。

(次世代育成支援対策推進法に基づく認定または女性活躍推進法に基づく認定を受けた方を除きます。)

(注2) 各法に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除きます。

▶ 適用利率マトリックス表

ご利用いただける方4 <次世代育成支援推進法関連>				
従業員数	一般事業主行動計画の届出なし	一般事業主行動計画の届出あり		
		—		
		認定なし	くるみん認定・トライくるみん認定	プラチナくるみん認定
100名以下	—	特別利率①	特別利率②	特別利率③
101名以上	—	—	特別利率①	特別利率②

ご利用いただける方5 <女性活躍推進法関連>				
従業員数	一般事業主行動計画の届出なし	一般事業主行動計画の届出あり		
		—		
		認定なし	えるほし認定	プラチナえるほし認定
100名以下	—	特別利率①	特別利率②	特別利率③
101名以上	—	—	特別利率①	特別利率②

一般事業主行動計画とは

「一般事業主行動計画」とは、次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づき、仕事と子育ての両立や女性活躍の推進に取り組むにあたって、計画期間、目標、目標達成のための具体的な取組内容やその実施時期などを定める計画です。

※令和7年4月から、次世代育成支援対策推進法に基づく計画策定時に、数値目標の設定等が義務となります。

次世代育成支援対策推進法とは

「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業は、申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定・トライくるみん認定）、認定後より高い水準の取組を行う等の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

女性活躍推進法とは

「女性活躍推進法」は、働く女性が活躍できる職場環境を整えることを推進するために定められた法律です。「一般事業主行動計画」の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍に関する取組の実施状況が優良な企業は、申請により、厚生労働大臣の認定（評価基準に応じた3段階の「えるぼし認定」、認定後の取組の実施状況が特に優良である等の場合に「プラチナえるぼし認定」）を受けることができます。

くるみん、えるぼし認定等を受けるメリット

職場環境の改善

職場環境や多様な人材を活用する体制の整備をとおして、職場環境の改善や人材の定着化に取り組めます。

企業イメージの向上

子育てサポートや女性活躍を推進している事業主であることをPRすることで、企業イメージの向上に取り組めます。

公共調達での加点

公的機関などが公共調達を実施する場合は、認定を受けている場合に加点評価する取組を実施しています。

次世代育成
支援対策推
進法の詳細
はこちら



女性活躍推
進法の詳細
はこちら



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

